

働き方の多様化と法的保護のあり方

～請負就業者とプラットフォームワーカーの就業実態及び国際動向を踏まえて～
—労働者概念の在り方に関する調査研究報告書—
(連合・連合総研共同調査研究)

「労働者概念の在り方に関する調査研究委員会」(役職名は2026年3月時点)

主査	橋本 陽子	(学習院大学法学部教授)
委員	井川 志郎	(中央大学法学部教授)
	柴田 洋二郎	(中京大学法学部教授)
	多田 英明	(東洋大学法学部教授)
	加藤 健志	(労働調査協議会事務局長)
	富高 裕子	(連合副事務局長)
	大科 奈津子	(連合総合政策推進局ジェンダー平等・多様性推進局次長(前生活福祉局次長))
	古賀 友晴	(連合総合政策推進局労働法制局次長)

少子高齢化による労働力不足や技術革新等を背景に進展してきた働き方の多様化は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機として一層加速し、請負就業やプラットフォームワークなど、従来の典型的な雇用関係に必ずしも当てはまらない就業形態が急速に拡大している。これらの中には、実態としては雇用に近いにもかかわらず、契約形式上は業務委託等とされ、労働・社会保障法制による十分な保護が及んでいないケースも少なくない。こうした労働者と自営業者の境界が不明確な就業形態の広がり、労働者概念の在り方を改めて問い直す必要性を生じさせている。

欧米諸国やEUでは、プラットフォーム労働をめぐる裁判例の集積や立法対応が進み、EUでは2024年にプラットフォーム労働指令が採択されたほか、ILOにおいても2026年に勧告により補完された条約の採択が見込まれている。

日本においては、2024年に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)が施行され、厚生労働省では2025年5月より「労働基準法における『労働者』に関する研究会」において労働者性判断の判断要素の評価についての検討が行われている。

連合総研と連合は2017年に『曖昧な雇用関係』の実態と課題に関する調査研究委員会報告書を公表したが、上記のような状況を踏まえ、両者は改めて共同で本研究委員会を設置し、アンケート調査、専門識者・行政機関等に対する国内外の制度等に関するヒアリング調査(講演を含む)等を実施した。

本報告書はこれらの調査の分析及び文献調査に基づき、フリーランス法の実効性を高めるための方策、労働者性の推定規定の導入も視野に入れた労働者概念の見直し、迅速な労働者性の認定手続きの導入、アルゴリズムの透明性確保やプラットフォーム事業者の責任の明確化を含めたプラットフォーム労働の法規制に向けた検討の視点、被用者保険の適用範囲の見直し等の政策的選択肢についての提言をまとめた。

目次

第1章 本研究の要約と提言

第2章 請負就業者・プラットフォームワーカーの実態に関するアンケート調査結果の概要

第3章 フリーランス法の成果と課題

第4章 労働・社会保険法の問題について—フリーランス等の被用者保険への包摂を検討する際の論点—

第5章 EUプラットフォーム労働指令の意義—保護対象者概念の設計に着目して—

第6章 プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークに係るILOにおける議論を中心とした労働者性に関する国際的な議論の動向と日本への示唆

第7章 労働法上の労働者性の見直しについて

第8章 (補論) 日本におけるプラットフォーム就労の現状と課題